

昭和三十三年総理府令第十四号

水質調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基き、水質調査作業規程準則を次のように定める。

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	現地作業（第九条―第十七条）
第三章	室内分析作業（第十八条―第二十条）
第四章	整理作業（第二十一条―第二十三条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項各号の規定による水調査のうち、水質に関する調査（以下「水質調査」という。）の作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（調査単位区域）

第二条 水質調査は、水基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定による水調査の基準の設定のための調査を行った区域内において行うものとする。

（調査の内容）

第三条 水質調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置において水質に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

（水質調査の作業）

第四条 水質調査の作業は、現地作業、室内分析作業及び整理作業とする。

（現地作業）

第五条 現地作業とは、第三条に規定する位置において水質に関する観測及び採水を行うとともに、採取した水（以下「試水」という。）について室内分析作業のために必要な処理を行う作業をいう。

（室内分析作業）

第六条 室内分析作業とは、現地において採取した試水につき、室内において理化学的分析及び試験を行う作業をいう。

（整理作業）

第七条 整理作業とは、現地作業及び室内分析作業の結果を基礎として、水質表、水質平均値表、項目別水質分布図及び水質説明書を作成する作業をいう。

（精度の保持）

第八条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方法によつて検査を行い、調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

第二章 現地作業

（調査地点の表示）

第九条 水質調査にあつては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置に標くいを設置し、調査地点としての表示を行うものとする。

2 標くいの形状は、別表第一に定めるところによる。

（現地作業における観測）

第十条 現地作業における観測は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 一 外観及び味、におい
- 二 天候
- 三 気温
- 四 水温
- 五 pH（ピーエッチ）
- 六 電導度又は比抵抗
- 七 濁度
- 八 溶存酸素ガス

2 前項第八号の観測は、国土交通大臣の定める基準に従つて省略することができる。

3 湖沼及び貯水池においては、透明度の観測をあわせて行うものとする。

4 観測の内容及び方法は、別表第二に定めるところによる。

5 観測に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。

6 観測の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。

(採水回数基準)

第十一条 調査にあつては、各調査地点につき原則として毎月一回以上採水し、二箇年から三箇年の間継続して実施するものとする。

(採水の方法)

第十二条 河川又は水路にあつては、調査地点において、流心部と思われる場所を選び、その場所において採水を行うものとする。

2 湖沼及び貯水池にあつては、成層状態を調査し、成層の状況に応じて、層別の採水を行うものとする。

3 地下水にあつては、つとめて新鮮な状態にして採水を行うものとする。

(採水の量)

第十三条 採水の量は、第十九条第一項第一号から第二十一号までの項目について分析を行うときは、おおむね二・五リットルとし、二リットル程度のビン及び〇・五リットル程度のポリエチレン製のビン(以下「試水ビン」という。)にわけて採水するを原則とし、第十九条第一項第二十二号から第二十五号までの項目については、それぞれ必要な量を採水するものとする。

(採水上の注意)

第十四条 採水に用いる器具及び試水ビンは、清浄なものを用いなければならない。

2 試水ビンには、採水後、直ちに採水場所、日時等を記載した標識を添付しなければならない。

3 試水は、必要がある場合は、各項目につきそれぞれ適当な処理を行わなければならない。

(試水の運搬)

第十五条 試水ビンは、運搬にあたり破損等の事故を防ぐため、木のわくを作るなどの処置を講じて、すみやかに分析及び試験を行う場所に運搬するものとする。

(野帳の記載)

第十六条 現地作業を行うにあつては、そのつど、観測日時、現地における観測状況その他必要な事項を野帳に記載するものとする。

2 野帳の様式は、国土交通大臣が定める。

(再調査)

第十七条 現地作業は、その日ごとにその結果を整理確認し、必要がある場合は、再調査を行わなければならない。

第三章 室内分析作業

(試水の管理)

第十八条 分析及び試験を行う場所に運搬された試水ビンには、直ちに整理番号、採水の場所及び日時並びに採水時の気温、水温等を記載した標識を新たに添付するものとする。

2 試水の管理にあつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 直射日光をさけること。

二 なるべく冷暗所に清潔に保管すること。ただし、凍結しないようにすること。

3 試水は、原則として分析及び試験の終了後も作業が適正に行われたことを確認するまで保存するものとする。

(試水の分析及び試験)

第十九条 室内分析作業における分析及び試験は、試水について次の各号に掲げる項目につき、なるべくすみやかに行うものとする。

一 pH(ピーエッチ)

二 R p H(アールピーエッチ)

三 全蒸発残留物

四 溶解性蒸発残留物

五 懸濁物

六 ナトリウムイオン

七 カリウムイオン

八 EDTA 硬度

九 カルシウムイオン

十 マグネシウムイオン

十一 塩素イオン

十二 硫酸イオン

十三 アルカリ度(pH四・三アルカリ度(ブロムクレゾールグリーンアルカリ度)及びpH八・四アルカリ度(フェノールフタレインアルカリ度))

十四 酸度(pH四・三酸度(ブロムクレゾールグリーン酸度)及びpH八・四酸度(フェノールフタレイン酸度))

十五 ケイ酸(比色ケイ酸)

十六 鉄(酸可溶性鉄)

十七 リン(可溶性リン)

十八 亜硝酸イオン 十九 硝酸イオン 二十 アンモニウムイオン 二十一 化学的酸素消費量（過マンガン酸カリウム法） 二十二 生物化学的酸素消費量（BOD） 二十三 バクテリア類 二十四 プランクトン 二十五 その他水質の特性を明らかにするため必要な項目			
2 前項の項目は、国土交通大臣の定める基準に従つてその一部を省略することができる。 3 分析及び試験の方法は、別表第三に定めるところによる。ただし、別表第三に定める方法が適用できない場合においては、その理由を明らかにして他の方法によることができる。 4 分析及び試験に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。 5 分析及び試験の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。 （作業記録）			
第二十條 分析及び試験の作業を行うにあつては、作業記録を作成するものとする。 第四章 整理作業 （水質表及び水質平均値表） 第二十一條 水質表は、現地作業及び室内分析作業の結果に基いて、各調査地点ごとに作成するものとする。 2 水質平均値表は、前項の水質表に基いて、各調査地点ごとの平均値を求めて作成するものとする。 3 水質表の様式は、別表第六、水質平均値表の様式は、別表第七に定めるところによる。 （項目別水質分布図） 第二十二條 項目別水質分布図（以下「分布図」という。）は、水質平均値表に記載された平均値を濃度によつて区分し、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した二十万分の一の地勢図を基礎として、調査単位区域の特性に応じ少くとも二種以上の項目について作成し、水質の分布状況を明らかにするものとする。 2 前項の濃度区分及び分布図の様式は、別表第八に定めるところによる。 （水質説明書） 第二十三條 水質説明書は、別表第九に定めるところに従い、水質の特性について記載するものとする。 附 則 この府令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十九年六月二十六日総理府令第三十九号） この府令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年三月一七日総理府令第二二号） この府令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二年八月一四日総理府令第二〇三号） この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号） この省令は、公布の日から施行する。			
別表第一 （略） 別表第二			
項目	試薬	器具	方法
1 外観 味及びにおい （1）水の色 イ 水色 ロ 試水の色 ハ 液の色 （2）懸濁物			（1）水色は、天然状態における水の色を肉眼によつて観察する。 （2）試水の色は、無色透明容器で水の色を肉眼によつて観察する。 （3）液の色は、無色透明容器で上澄の透明な液の色を肉眼によつて観察する。 （4）懸濁物、沈殿物については、無色透明容器で肉眼によつて観察する。 （5）味及びにおいについては、必要と認めるとき行う。 （6）水色以外の項目については、採水時及び採水後8ないし24時間経過したときの2回観察するものとする。

イ 性状	ロ 色	ハ 量	イ 質	(3) 沈殿物	(4) 味	(5) におい	2 気温	3 水温	4 pH 比色法	Ⅰ 電気的方法 (ガラス電極法)	5 電導度	6 濁度	Ⅰ 白陶土法	Ⅰ 透過光法	7 透明度	8 溶存酸素ガス
									pH指示薬 BCG (ブロムクレゾールグリーン) BTB (ブロムチモールブルー) PR (フェノールレッド) その他適宜	pH標準緩衝溶液	電導度標準溶液	濁度標準溶液				(1) 硫酸マンガンを蒸留水に溶かして250mlとしたもの (2) ヨウ化カリウム (KI) 水酸化ナトリウム (NaOH) 溶液 (水酸化ナトリウム100gとヨウ化カリウム30gとを蒸留水に溶かして200mlとしたもの) (3) 塩酸 (HCl) (1+1) 及び (1+3) (4) デンブレン溶液
							棒状水銀温度計 (0.5又は0.2度目盛のもの)	1 棒状水銀温度計 (0.5又は0.2度目盛のもの) 2 エクマン転倒温度計 3 電気抵抗温度計 上記のうちいずれか。	比色による pH測定器 (比色管を用いるもの)	ガラス電極による pH測定器	電導度計	暗箱 比色管	濁度計	直径30cmの白色円板	酸素ビン 100ml前後	
							採水場所にて日光の直射を避ける等の注意をして測定する。	温度計を水中にじゅうぶん長くひたし、温度平衡に至らしてから測定する。棒状水銀温度計にあつては、水銀柱は水中にあるようにして測定する。	採水時、試水中のガスの出入を小さくするように注意して、すみやかに試水5mlを比色管にとり、pH指示薬を加え、その色を標準色 (pH0.2おきに区分したもの) と比べる。ただし、試水の pHが2種の pH指示薬の測定範囲にある時は両者を共に用いる。	標準 pH緩衝溶液でじゅうぶん検定してから測定する。	採水場所において電極部を水中にひたして測定する。この場合、水温をあわせて測定するものとする。なお、電極恒数は調査の開始前及び終了後において検定しなければならない。また電導度は、18℃電導度に換算する。この場合の換算係数は、附図の図表によつて求める。	試水100mlを比色管にとり、その濁りを、特定の濁度標準溶液と比べる。	採水場所において国土調査型濁度計によつて測定する。	円板を水中に沈め、それが見えなくなるまでの深さを求める。	試水を酸素ビンにとり、硫酸マンガンを溶液0.5mlを加え、次にヨウ化カリウム・水酸化ナトリウム溶液0.5mlを加えてすばやく密セシ、ビンを上下に転倒した後、30分間以上放置する。生じた沈殿を塩酸に溶かし、デンブレンを指示薬としてチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する。(ウインクラール法)	

附図 電導度換算図表

(略)

別表第三

項目	試薬	器具	操作の要点
1 pH	別表第二 pH の項に準ずる。	別表第二 pH の項に準ずる。	別表第二 pH の項に準ずる。
2 R pH	pH の項と同じ。	pH の項と同じ。	試水 2.0 ないし 5.0 ml をとり、新鮮な空気を 10 分間じゅうぶんに通じた後 pH の場合に準じて測定する。
3 全蒸発残留物		蒸発ザラ	試水ビンをよく振とうし、試水 10.0 ml を蒸発ザラにとり蒸発乾固し、10.5℃ ないし 11.0℃ で 1 時間乾燥、30 分間冷却を繰返し恒量とする。この場合ヒヨウ量値の差が、0.5 mg 以内をもつて恒量とみなす。11.0℃ で乾固しない場合は、温度を 18.0℃ とする。
4 溶解性蒸発残留物			試水を口紙（東洋口紙 5C に相当するもの）で口過し、口液の 10.0 ml をとり、前項に準じて口液の蒸発残留物を測定する。この場合採水日と口過を行う日との間の経過日数を各採水群について、同一に保つことが望ましい。
5 懸濁物			次式による計算を行つて求める。 (懸濁物) II (全蒸発残留物) I (溶解性蒸発残留物)
6 ナトリウムイオン		炎光光度計	炎光分析法によつて行う。
7 カリウムイオン		炎光光度計	炎光分析法によつて行う。
8 EDTA 硬度 (Ca + Mg)	(1) 0.0100 mol EDTA 滴定液 (2) 塩化アンモニウム (NH ₄ Cl) 緩衝溶液 (3) EBT 指示薬 (4) 硫化ナトリウム (Na ₂ S・9H ₂ O) 5% 溶液		試水 2.0 ないし 5.0 ml をとりその pH 4.3 アルカリ度に当量の塩酸を加え、かくはんして、炭酸ガスを追い出し、0.0100 mol EDTA 溶液を滴定量の約 90% 加えておき、次に緩衝溶液 1 ml、硫化ナトリウム溶液 1 ml、EBT 指示薬数滴を加え、さらに 0.0100 mol EDTA 溶液を滴下し、終点を求める。
9 カルシウムイオン EDTA 法	(1) 0.0500 規定カルシウムイオン標準溶液 (2) 0.0100 mol EDTA 滴定液 (3) 水酸化ナトリウム (NaOH) 10% 溶液 (4) ムレキサイド、塩化ナトリウム混合指示薬 (5) 硫化ナトリウム 5% 溶液		(1) 0.0100 mol EDTA 溶液の濃度は、0.0500 規定カルシウムイオン標準溶液によつて定める。 (2) 試水 2.0 ないし 5.0 ml をとりその pH 4.3 アルカリ度に当量の塩酸を加え、かくはんして、炭酸ガスを追い出し、次に水酸化ナトリウム溶液 1 ml、硫化ナトリウム溶液 1 ml、ムレキサイド・塩化ナトリウム混合指示薬 0.2 g を加え、0.0100 mol EDTA 溶液で滴定する。
10 過マンガン酸カリウム (KMnO ₄) 滴定法	(1) 0.0100 規定過マンガン酸カリウム (KMnO ₄) 標準溶液 (2) 0.0100 規定シュウ酸ナトリウム (Na ₂ C ₂ O ₄) 標準溶液 (3) シュウ酸アンモニウム (NH ₄) ₂ (COO) ₂ 4% 溶液 (4) 硫酸 (H ₂ SO ₄) (1+2) (5) メチルレッド指示薬		(1) 0.0100 規定過マンガン酸カリウム滴定液の濃度は、0.0100 規定シュウ酸ナトリウム標準溶液で定める。 (2) 試水 2.0 ないし 5.0 ml をとり塩酸 1 ml を加えて熱し、メチルレッド数滴、4% シュウ酸アンモニウム 2 ml を加える。次にアンモニア水で中和し、約 3 時間放冷後生じたシュウ酸カルシウムの沈殿を口別し、沈殿を硫酸に溶かして、約 70℃ にあたため、0.0100 規定過マンガン酸カリウムで滴定する。

(5) 0.0200 規定チオ硫酸ナトリウム (Na₂S₂O₃・5H₂O) 滴定液
(6) 0.100 規定ヨウ素酸カリウム (KIO₃) 標準溶液
(7) ヨウ化カリウム (KI) の固体

○10 マグネシウムイオン I 計算法	○11 塩素イオン I モールの滴定 法	II 比色法	III 比色法	IV 比色法	
(6) 塩酸 (HCl) (1+1)	(1) 0.0100 mol EDTA 滴定液	(1) マグネシウムイオン比色標準溶液 (10 mg Mg / 1 l 溶液) (2) チタン黄 (C28H19NS2 (SO3Na) 2) 0.15% 溶液 (3) 1 規定水酸化ナトリウム (NaOH) 溶液 (4) 塩化カルシウム (CaCl2・2H2O) 3% 溶液 (5) 塩酸ヒドロキシルアミン (NH2OH・HCl) 5% 溶液	(1) 規定塩酸 (HCl) EDTA 滴定液 (2) 塩酸 (HCl) (1+1) 溶液 (3) EBT 指示薬	(1) クロム酸バリウム (BaCrO4) 酢酸 (CH3COOH) 懸濁液 (2) ジフェニルカルバジッド (C13H14N4O) アルコール溶液 (3) アンモニア性カルシウム溶液 (4) 無水エチルアルコール (C2H5OH) (5) 6 規定塩酸 (6) 硫酸イオン比色標準溶液	
(7) 6 規定アンモニア水 (NH4OH)					
EDTA 硬度からカルシウムイオンをさし引く。					
カルシウムイオンをムレキサイドを指示薬として EDTA で滴定後、塩酸で pH を 9 ないし 10 にし、EBT を指示薬として 0.0100 mol EDTA 溶液で滴定する。					
試水 200 ml をとり塩酸ヒドロキシルアミン溶液 1 ml、塩化カルシウム溶液 1.00 ml、チタン黄 1.00 ml、水酸化ナトリウム 3 ml を加え、10 分間経過後、同様に処理した標準溶液の発色とネスラー比色管で比較する。					
(1) 0.0200 規定硝酸銀滴定液の濃度は、0.0200 規定塩化ナトリウム標準溶液によつて定める。 (2) 試水 200 ml にクロム酸カリウム溶液 1 ml を加え、0.0200 規定硝酸銀溶液で滴定する。 (3) この方法は 10 mg Cl / l 以上に適用する。					
(1) 試水 200 ml を比色管にとり、チオシアン酸水銀アルコール溶液 2.00 ml、鉄ミョウバン溶液 4.00 ml を加え、よく混合し、10 分間経過後同様に処理した標準溶液の発色と比較する。 (2) この方法は 20 mg Cl / l 以下に適用する。 (3) 10 mg Cl / 20 mg Cl / l はいずれの方法でもよい。					
試水 200 ml に、1 規定塩酸 (HCl) 0.5 ml、塩化バリウム・ゼラチン溶液 1 ml を加え、その濁りを同様に処理した標準溶液の濁りと比較する。なお、この方法は 20 mg SO4 / l 以下の場合に適用する。					
試水 50 ml を陽イオン交換樹脂に通じ、通過液に一定量の 0.0200 規定塩化バリウムを加え、加熱放冷後、過剰の 0.0100 mol EDTA 溶液と緩衝溶液を加え、EBT を指示薬として 0.0200 規定塩化マグネシウム溶液で逆滴定する。					
試水 100 ml に 1 規定塩酸を加え、加熱して塩化バリウム溶液を加え、生じた硫酸バリウム (BaSO4) の沈殿を強熱ヒヨウ量する。					
遠心沈殿管に試水 5 ml をとり、同様なクロム酸バリウム酢酸懸濁液 2 ml を加え、約 1 分間振とうした後、アンモニア性カルシウム溶液 0.5 ml 及びエチルアルコール 5 ml を加え、約 1 分間振とうし、冷水中に 5 分間放置し、次に遠心分離して、その上澄液をガラスフィルターでろ過する。ろ液にジフェニルカルバジッドアルコール溶液 1 ml と 6 規定塩酸 0.7 ml を加えて、同様に処理した標準溶液の発色と 5 分間後に比較する。この場合、硫酸イオンが 20 mg / l 以上存在するときは、ジフェニルカルバジッドを加えないでクロム酸イオンの黄色を比色する。					

○13 アルカリ度	(1) 0.0200規定硫酸 (H_2SO_4) 滴定液		試水50mlをとり、BCGを指示薬とし、pH4.3を終点として0.0200規定硫酸で滴定する。
13―1 pH4	(1) ブロムクレゾールグリーン (BCG) 指示薬		
13―2 pH8	(1) 0.0200規定硫酸 (H_2SO_4) 滴定液		試水50mlをとりフェノールフタレインを指示薬とし、pH8.4を終点として0.0200規定硫酸で滴定する。
14―1 pH4	(1) 0.0200規定水酸化ナトリウム (NaOH) 滴定液		試水50mlをとり、BCGを指示薬とし、pH4.3を終点として0.0200規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。
14―2 pH8	(1) 0.0200規定水酸化ナトリウム (NaOH) 滴定液		試水50mlをとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH8.4を終点として0.0200規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。
○15 ケイ酸 (比色ケイ酸)	(1) モリブデン酸アンモニウム (5(NH ₄)) 20・12M (2) 塩酸 (HCl) (1+3) (3) クロム酸カリウム (K_2CrO_4) 代用比色標準溶液 (4) ケイフツ化ナトリウム (Na_2SiF_6) 比色標準溶液 (5) ケイ酸 (SiO_2) 比色標準溶液	デューボスク 比色計 光電比色計 上記のうちいずれか。	試水20mlにモリブデン酸アンモニウム10%溶液 1mlと塩酸 1mlを加え、その発色を同様に処理したケイ酸比色標準溶液又はケイフツ化ナトリウム比色標準溶液あるいはクロム酸カリウム代用比色標準溶液の発色と比較する。
16 鉄 (酸可溶性鉄)	(1) 塩酸 (HCl) (1+1) (2) オルソフェナンスロリン ($\text{C}_{12}\text{H}_8\text{N}_2 \cdot \text{H}_2\text{O}$) 0.1%溶液 (3) 塩酸ヒドロキシルアミン10%溶液 (4) 酢酸ナトリウム・酢酸緩衝溶液 (5) 鉄比色標準溶液	ネスラー比色管 デューボスク 比色計 光電比色計 上記のうちいずれか。	試水50mlに塩酸5mlを加え、5分間煮沸し、放冷後、塩酸ヒドロキシルアミン10%溶液1ml、次に酢酸ナトリウム・酢酸緩衝溶液5ml及びオルソフェナンスロリン溶液5mlを加えその発色を同様に処理した鉄比色標準溶液の発色と比較する。
17 リン (可溶性リン)	(1) モリブデン酸アンモニウム・硫酸混液 (2) 塩化第一スズ ($\text{SnCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$) 0.5%溶液 (3) リン比色標準溶液	ネスラー比色管 デューボスク 比色計 光電比色計 上記のうちいずれか。	試水20mlにモリブデン酸アンモニウム・硫酸混液0.4ml、塩化第一スズ溶液1滴を加え、その発色を同様に処理したリン比色標準溶液の発色と比較する。
18 亜硝酸イオン	(1) グリissロミイン試薬 (2) 亜硝酸比色標準溶液	ネスラー比色管 デューボスク 比色計 光電比色計 上記のうちいずれか。	試水20mlにグリissロミイン試薬0.2gを加え、その発色を、同様に処理した亜硝酸比色標準溶液の発色と比較する。
19 硝酸イオン	(1) ジフェニルアミン (C_6H_5) 2NH・硫酸溶液 (2) 塩化ナトリウム飽和溶液 (3) 硝酸イオン比色標準溶液	デューボスク 比色計 光電比色計 上記のうちいずれか。	試水1mlに1滴の飽和食塩水を加え、さらにジフェニルアミン溶液4mlを加えて冷却し、同様に処理した標準溶液の発色と1時間後に比較する。なお、亜硝酸イオンがあるときは、それを分解してから比色する。
II フェノール ジスルホン酸法	(1) フェノールジスルホン酸 ($\text{C}_6\text{H}_3\text{OH}(\text{SO}_3\text{H})_2$)・硫酸溶液	デューボスク 比色計	試水50mlを磁製ガラにとり、水浴上で蒸発乾固し、フェノールジスルホン酸硫酸溶液2mlを加えてかくはん後、蒸留水10mlを加え、さらに水酸化カリウム溶液2ないし5mlを加えて、その発色

		(2) 硫酸銀(Ag ₂ SO ₄) 溶液	光電比色計	を同様に処理した標準溶液の色と比較する。この場合、多量の塩素イオン、亜硝酸イオンが存在するときは、前処理を行わなければならない。
		(3) 12 規定水酸化カリウム(KOH) 溶液	上記のうち	
		(4) 水酸化アルミニウム(Al(OH) ₃)	いずれか。	
		(5) 0.100 規定硫酸		
		(6) 過酸化水素(H ₂ O ₂) 水(約28%)		
		(7) 硫酸イオン比色標準溶液		
法	II I アニリン	(1) 酢酸アニリン溶液	同上	試水30 ml に酢酸アニリン溶液2 ml を加え、煮沸寸前まで加熱し、直ちに15℃以下に冷却し、酢酸ナトリウム1 g、粉末亜鉛2 gを加えてよく振とうする。10分間放置した後口過し、ロ液に塩酸・酢酸混液2 mlを加え、5ないし6分間放置して、次にαナフチルアミン溶液1 mlを加え、同様に処理した標準溶液の発色と30分間後に比較する。
		(2) αナフチルアミン溶液(C ₁₀ H ₇ NH ₂)		
		(3) 粉末亜鉛(Zn)		
		(4) 酢酸ナトリウム(CH ₃ ・COONa)		
		(5) 塩酸・酢酸混液		
		(6) 硝酸イオン比色標準溶液		
20	アンモニウムイオン	(1) ネスラー試薬	ネスラー比色管	試水20 ml に酒石酸カリウムナトリウム溶液0.5 ml及びネスラー試薬0.5 mlを加え、その発色と同様に処理した比色標準溶液又は代用比色標準溶液の色と比較する。
		(2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液(ロツシエル塩(C ₄ H ₄ O ₆ KNa・4H ₂ O) 50 gを蒸留水1000 mlに溶かし	光電比色計	
		(3) たもの	上記のうち	
		(4) アンモニウム比色標準溶液	いずれか。	
21	化学的酸素消費量(過マンガン酸カリウム法)	(1) 0.0100 規定過マンガン酸カリウム(KMnO ₄) 溶液		試水50 ml に硫酸5 ml、0.0100 規定過マンガン酸カリウム溶液10 mlを加え、煮沸水中に15分間保つ。次に0.0100 規定シュウ酸10 mlを加え、0.0100 規定過マンガン酸カリウム溶液で滴定する。
		(2) 0.0100 規定シュウ酸(C ₂ H ₂ O ₄ ・2H ₂ O) 溶液		
		(3) 硫酸(H ₂ SO ₄) (1+3)		
22	生物化学的酸素消費量	(1) 希釈水	フランビン	希釈試水及び希釈水の溶存酸素ガスを定量し、これらを20℃で5日間貯蔵した後の残存溶存酸素ガスを定量し、5日間における酸素消費量を計算する。
		(2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液		
		(3) メチレンブルウ0.1%溶液(メチレンブルウ0.1 gを蒸留水に溶かして100 mlとしたもの)		
		(4) 流動パラフィン		
		(5) 硫酸第一鉄アンモニウム溶液		
23	バクテリア	普通寒天培地	ペトリーザ	試水1 ml に普通寒天培地約1.5 mlを混和し、35℃ないし37℃で22時間ないし26時間培養する。
23	菌数	一般細菌数	ラ	
23	大腸菌群	(1) 乳糖ブイヨン培地	発酵管	試水10 ml ずつ5本、各希釈剤を培養し、推定試験、確定試験及び完全試験を行つて最確数を求める。
		(2) BGLB 培地	ペトリーザ	
		(3) EMB 平板培地	ラ	
24	プランクトン	中性ホルマリン	沈殿管	試水1 l をビーカーにとり、中性ホルマリン1 mlを加え、かくはん静置してプランクトンを沈殿させ、これを沈殿管に移して24時間静置後、その容量を沈殿管の目盛によつて測定する。
I	沈殿法			
II	ネット法		プランクトネット	プランクトンネットを用いて一定量の試水を口過する。
25	その他の項	適宜の方法によつて実施してさしつかえない。ただし、方法を水質表の記事欄に明示すること。		

3 調査にあたり特に重要視する項目は、さらに精密な方法によること。
 4 懸濁物は、特に透明な水の場合は省略することができる。

別表第四

区分		溶液名	溶液の作り方	摘要
1	電導度	(1) 0.1000規定塩化カリウム(KC1)標準溶液	3.728gの塩化カリウムを炭酸ガスを含まない蒸留水に溶かして500mlとする。	KC1分子 量 74.5
2	濁度	濁度標準溶液	特定の白陶土1gを蒸留水1lに懸濁し、これを10倍にうすめる。	白陶土は105℃で約3時間乾燥放冷後、200メツシユのフルイでふるったものを用いる。
3	溶存酸素ガス	(1) 0.1000規定ヨウ素酸水素カリウム(KH(IO3)2)標準溶液	1.625gのヨウ素酸水素カリウムを蒸留水に溶かして500mlとする。	KH(IO3)2分子 量 389.95
4	EDTA硬度	(1) 0.0500規定カルシウムイオン標準溶液	2.502gの炭酸カルシウム(CaCO3)を酸性にして蒸留水に溶かし500mlとする。	CaCO3分子 量 100
		(2) 0.0100規定ヨウ素酸カリウム(KIO3)標準溶液	1.783gのヨウ素酸カリウムを蒸留水に溶かして500mlとする。	KIO3分子 量 214
		(3) 0.0200規定チオ硫酸ナトリウム溶液で定める。	約5gのチオ硫酸ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。この濃度は0.1000規定ヨウ素酸水素カリウム標準溶液又はヨウ素酸カリウム標準	Na2S2O3分子 量 111
		滴定液(Na2S2O3・5H2O)		48.206
		0.1EDTA滴定液	4.0gのEDTA及び0.10gの塩化マグネシウム(MgCl2・6H2O)を800mlの蒸留水に溶かし、0.0500規定カルシウムイオン標準溶液で濃度を測定し、適当にうすめて0.0100molとする。	EDTA分子 量 252

5	カルシウムイオン	(1) 0.0100規定過マンガン酸カリウム (KMnO ₄) 滴定液	約1.6gの過マンガン酸カリウムを蒸留水に溶かして500mlとして貯蔵し、これを10倍にうすめて0.0100規定溶液をつくる。この濃度は次のシュウ酸ナトリウム標準溶液で定める。	量 1.03g 分子 158
		(2) 0.100規定シュウ酸ナトリウム (Na ₂ C ₂ O ₄) 標準溶液	3.3500gのシュウ酸ナトリウムを蒸留水に溶かして500mlとする。	量 1.03g 分子 158
		(3) 0.0100規定シュウ酸ナトリウム標準溶液	0.100規定液を10倍にうすめる。	量 1.03g 分子 158
6	マグネシウムイオン	EDTA硬度の場合に同じ。		
I	滴定法			
I I	比色	使用マグネシウム比色標準溶液	0.02規定塩化マグネシウム滴定液 (8のI I参照) を使用に際し適当にうすめる。たとえば、1mlを100mlにうすめるとMg ₂ .43mg/lとなる。	0.002規定のMgCl ₂ 21mlは、Mg 0.243mgを含む。
7	塩素イオン	(1) 0.0200規定塩化ナトリウム (NaCl) 標準溶液	1.169gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	NaCl 5.84g 分子 58.44
I	滴定法	(2) 0.0200規定硝酸銀 (AgNO ₃) 滴定液	3.4gの硝酸銀を蒸留水に溶かして1lとする。この濃度は0.0200規定塩化ナトリウム標準溶液で定める。	AgNO ₃ 3.4g 分子 169.87
I I	比色	(1) 貯蔵塩素イオン比色標準溶液 (Cl ⁻ 100mg/l)	0.2103gの塩化カリウム (KCl) を蒸留水に溶かして1lとする。	KCl 分子 74.55
		(2) 使用塩素イオン比色標準溶液	(1) を使用に際して適宜うすめて標準溶液とする。	
		(3) チオシアン酸水銀 (Hg(CNS) ₂) 0.3% アルコール溶液	5gの硝酸第二水銀 (Hg(NO ₃) ₂) を0.5規定硝酸200mlに溶かし、鉄ミヨウバンの飽和溶液 (1規定硝酸酸性) 3mlを加えてじゅうぶんかくはんしながら、溶液がかすかに着色するまでチオシアン酸カリウム (KCNs) 4%溶液で滴定する。生じた沈殿をガラスフィルターで口過し、蒸留水で洗浄して風乾する。これを0.3gとりアルコール (95%) 100mlにとかし、かつビン中で冷暗所に保存する。	NH ₄ Fe(SO ₄) ₂ 分子 231
8	硫酸イオン	(4) 鉄ミヨウバン (NH ₄ Fe(SO ₄) ₂ · 12H ₂ O) 6% 溶液	6gの鉄ミヨウバンを6規定硝酸100mlに溶かす。	

15	硫酸イオン	(1) 貯蔵硝酸比色標準溶液 (NO ₃ —N 100 mg/l)	0.722 g の硝酸カリウム (KNO ₃) を蒸留水に溶かして 1 l とする。	KNO ₃ 分子量 101
I	ジフェニルアミン法	(2) 使用硝酸比色標準溶液 (NO ₃ —N 1 mg/0.1 mg/l)	(1) を使用に際して 100 ないし 1000 倍にうすめる。	
		(3) ジフェニルアミン硫酸溶液	0.085 g のジフェニルアミン (C ₆ H ₅) ₂ NH) に硫酸 (1+3) 190 ml を加え、さらに濃硫酸を注ぎ、全量を 500 ml にする。	(C ₆ H ₅) ₂ NH 分子量 169.2
I	フェノールホルホン酸法	(1) フェノールホルホン酸硫酸溶液	25 g の純フェノール (C ₆ H ₅ OH) を冷却しながら、濃硫酸 (95% 以上) 150 ml に溶かし、さらに発煙硫酸 (SO ₃ 15% 以上) 75 ml を加えて 2 時間加熱する。	フェノールホルホン酸 (C ₆ H ₃ OH) (SO ₃ H) 2) 分子量 254.24
		(2) 硫酸銀 (Ag ₂ SO ₄) 溶液	4.397 g の硫酸銀を蒸留水に溶かして 1 l とする。(この溶液 1 ml は Cl—1 mg に相当する。)	Ag ₂ SO ₄ 分子量 311.326
		(3) 12 規定水酸化カリウム (KOH) 溶液	67.3 g の水酸化カリウムを蒸留水に溶かして 100 ml とする。	KOH 分子量 56.1
		(4) 水酸化アルミニウム (Al(OH) ₃)	10 g のミヨウバン (KAl(SO ₄) ₂ ・12H ₂ O) を蒸留水 200 ml に溶かし、アンモニア水を加えて水酸化アルミニウムを沈殿させ、これをじゅうぶんに洗浄する。	KAl(SO ₄) ₂ ・12H ₂ O 分子量 474.39
III	アニン法	(1) 酢酸アニリン溶液	精製アニリン (C ₆ H ₅ NH ₂) 3 ml に水酢酸 3 ml を加え、蒸留水でうすめて 100 ml とする。この際、濁りがあれば口過する。	C ₆ H ₅ NH ₂ 分子量 93.12
		(2) p ナフチルアミン (C ₁₀ H ₇ NH ₂) 溶液	2 g の p ナフチルアミンを粉末にし、水酢酸 20 ml を加え、蒸留水でうすめて 100 ml とする。この際、黒い沈殿があれば口過する。(この溶液の保存期間は 1 週間)	C ₁₀ H ₇ NH ₂ 分子量 143.18
		(3) 粉末亜鉛 (Zn)	粉末亜鉛を稀塩酸 (あるいは稀酢酸) でよく洗い、次に塩素イオンの反応がなくなるまで蒸留水で洗浄する。	Zn 原子量 65.38
16	アンモニウム比色標準溶液 (NH ₄ NO ₃ 4 N 100 mg/l)	(1) 貯蔵アンモニウム比色標準溶液 (NH ₄ NO ₃ 4 N 100 mg/l)	規定塩酸と 6 規定酢酸とを等容量混合する。	NH ₄ Cl 分子量 53.5
			6 規定塩酸と 6 規定酢酸とを等容量混合する。	(NH ₄) ₂ SO ₄ 分子量 134

19	バクテリア類	普通寒天培地	10.75gのモール塩(NH ₄) ₂ Fe(SO ₄) ₂ ・6H ₂ O)及び10mlの硫酸(95%以上)を蒸留水に溶かして1lとし、酸素ガスを排除した蒸留水を加えて2倍にうすめる。この溶液の力価はあらかじめよく気した蒸留水を用いて検定する。
19	一般細菌数	普通ブイヨンに乳糖を0.5%の割合に加えた後、培地1lに対してBTB溶液(0.2%)を約12mlを加え、発酵管に分注して減菌する。	
19	大腸菌群	(1) 乳糖ブイヨン培地 (2) BGLB培地 (3) EMB平板培地	10gのペプトン及び10gの乳糖を蒸留水500mlに溶かし、新鮮牛胆汁200ml(又は乾燥牛胆汁20gを蒸留水200mlに溶かしたものpH7ないし7.5)を加え、さらに蒸留水を加えて約975mlとし、pH7.4に修正する。次にブリリアントグリーン溶液(0.1%)13.3mlを加え全量を1lとし、発酵管に分注減菌する。(pH7.1〜7.4) 10gのペプトン、2gのリン酸二水素カリウム及び2.5ないし3.0gの寒天に蒸留水約900mlを加え、煮沸溶解する、これに10gの乳糖、エオジン黄溶液(2%)20ml及びメチレンブルー溶液(0.5%)13mlを加え、さらに蒸留水を加えて1lとして減菌する。 1gの酸化マグネシウム(MgO)を500mlの局方ホルマリンに溶かし上澄液あるいは口過液をとる。
20	中性ホルマリン	1gの酸化マグネシウム(MgO)を500mlの局方ホルマリンに溶かし上澄液あるいは口過液をとる。	
注 使用する薬品は、原則としてJIS特級以上のものとする。			
別表第五			
第1部 表示の方法			
項目(記号)		表示の方法	
(1)	1 外観、味及びにおい	イ 水色 適宜 ロ 試水の色 適宜 ハ 液の色 適宜	
(2)	(1) 水の色	イ 性状 適宜 ロ 色 適宜 ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(2)	懸濁物	イ 性状 適宜 ロ 色 適宜 ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(3)	沈殿物	イ 質 適宜 ロ 色 適宜 ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(4)	味	適宜	
(5)	(5) におい	適宜	
2	天候	晴、曇、雨、雪等	
3	気温(T _a)	単位は℃とし、0.1℃位まで記す。	
4	水温(T _w)	単位は℃とし、0.1℃位まで記す。	
5	pH	0.1位まで記し、使用した試薬又は器械を併記する。	
6	RpH	pHに同じ。なお、測定時の水温を付記する。	
7	電導度(σ)	単位は10 ⁻⁴ mho/cmとし、有効数字は2けた又は3けたとする。	
8	比抵抗(σ _w)	比抵抗の単位は10 ³ Ω・cmとし、有効数字は2けた又は3けたとする。	
9	濁度(T _{ub})	有効数字は2けたで、1位以下は切捨てる。この1単位は白陶土を基準とする濁度1度に相当する。	
9	透明度(T _{rp})	単位はmとし、0.1m位まで記す。	
10	溶存酸素ガス(DO)	単位は(O ₂ mg/l 0.01mg位まで記す。) (酸素飽和度%(表示はO ₂ %) 0.1位まで記す。) 併用	
11	全蒸発残留物(T _{re})	単位はmg/lとし、1mg位まで記す。	
12	溶解性蒸発残留物(S _{re})	単位はmg/lとし、1mg位まで記す。	

13	懸濁物 (Susp)	単位は mg/l とし、1 mg 位まで記す。
14	ナトリウムイオン (Na ⁺)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
15	カリウムイオン (K ⁺)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
16	カルシウムイオン (Ca ²⁺)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
17	マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
18	EDTA 硬度 (Hd)	単位は me/l 及び CaCO ₃ mg/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
19	塩素イオン (Cl ⁻)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
20	硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
21	アルカリ度	単位は me/l 及び CaCO ₃ mg/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
22	酸度	単位は me/l 及び CaCO ₃ mg/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
23	pH 4.3 酸度 (4.3 Ax) pH 8.4 酸度 (8.4 Ax)	単位は me/l 及び CaCO ₃ mg/l を併記する。有効数字は 2 けた又は 3 けたとする。
24	鉄	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 1 けた又は 2 けたとする。
25	(酸可溶性鉄 Fe*)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 1 けた又は 2 けたとする。
26	亜硝酸イオン (NO ₂ ⁻)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 1 けた又は 2 けたとする。
27	硝酸イオン (NO ₃ ⁻)	単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 1 けた又は 2 けたとする。(表示は窒素として表わし、記号は NO ₃ —N とする。)
28	アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)	単位は mg/l および me/l を併記する。有効数字は 1 けた又は 2 けたとする。(表示は窒素として表わし、記号は NH ₄ —N とする。)
29	化学的酸素消費量 (COD)	単位は O ₂ mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は 1 けたから 3 けたまでとする。
30	生物化学的酸素消費量 (BOD)	単位は O ₂ mg/l 又は ppm 及び me/l を併記する。
31	バクテリア類 一般細菌数	1 ml 中の集落数が上位から続けて 3 個以上の有効数字を含まないように略算して表示する。
32	大腸菌群 ブランクトン	1 ml 中の最確数
第2部	略字、略号及び記号	単位は ml/1 とし、沈殿管の目盛の数値をそのまま読む。なお、懸濁物を含む場合はその旨を付記する。種類は顕微鏡で見て多いものを記す。
略字略号及び記号	略字略号及び記号の意味	
°C	摂氏度	
mmho	ムオー	
cm	オーム	
m	センチメートル	
mg	ミリグラム	
g	グラム	
me	ミリグラム当量	

注 略字、略号及び記号は、別表第二、三、四において使用されるものもあわせてあげた。
別表第六
(略)

BOD	生物化学的酸素消費量
COD	化学的酸素消費量
NH ₄ ⁺ -N	アンモニウムイオン
NO ₃ ⁻ -N	硝酸イオン
NO ₂ ⁻ -N	亜硝酸イオン
P*	可溶性リン
Fe*	酸可溶性鉄
SiO ₂ *	比色ケイ酸
8.4Ax	pH8.4 酸度
4.3Ax	pH4.3 酸度
8.4Bx	pH8.4 アルカリ度
4.3Bx	pH4.3 アルカリ度
SO ₄ ²⁻	硫酸イオン
Cl ⁻	塩素イオン
Hd	EDTA硬度
Mg ²⁺	マグネシウムイオン
Ca ²⁺	カルシウムイオン
K ⁺	カリウムイオン
Na ⁺	ナトリウムイオン
Susp	懸濁物
S-Re	溶解性蒸発残留物
T-Re	全蒸発残留物
DO	溶存酸素ガス
Trp	透明度
Turb	濁度
σw	比抵抗
γ	電導度
T _w	水温
T _a	気温
(1+5)	濃塩酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水3容の溶液
(1+3)	濃塩酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水3容の溶液
(1+1)	濃塩酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水5容の溶液
塩酸あるいは硫酸	濃塩酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水1容の溶液
O ₂ —%	酸素飽和度
l	リットル
ml	ミリリットル
%	パーセント
mol	モル
mmol	ミリモル
μmol	マイクロモル

別表第七
(略)

別表第八

第1部 濃度の区分

水質平均値表 の項目番号		項目	階級	I	II	III	IV	V	VI
3	pH			4.3以下	4.4~5.5	5.6~6.5	6.6~7.5	7.6~8.3	8.4以上
4	RpH			4.4以下	4.1~5.8	5.1~6.0	6.1~7.2	7.3~8.4	8.5以上
5	電導度		10~4 mho/cm	0.4以下	0.4~1.0	1.1~1.6	1.7~2.3	2.4~3.1	3.2以上
6	比抵抗		103~100 cm	25以上	24.9~12.6	12.5~6.2	6.1~3.1	3.0~1.5	1.4以下
7	濁度			10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
9	溶存酸素ガス		O2%	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
10	全蒸発残留物		mg/l	40以下	41~80	81~160	161~320	321~640	641以上
11	溶解性蒸発残留物		mg/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
12	懸濁物		mg/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
13	ナトリウムイオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
14	カリウムイオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
15	カルシウムイオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
16	マグネシウムイオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
18	EDTA硬度		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
19	塩素イオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
20	硫酸イオン		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(21)	アルカリ度		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(23)	酸度		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(24)	ケイ酸		mmol/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(26)	陽イオンの合計		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(27)	陰イオンの合計		me/l	10以下	11~20	21~40	41~80	81~160	161以上
(28)	鉄		mg/l	0.1以下	0.1~0.3	0.3~0.9	0.9~2.7	2.8~8.0	8.1以上
(31)	アンモニウムイオン		mg/l	0.1以下	0.1~0.3	0.3~0.9	0.9~2.7	2.8~8.0	8.1以上
(29)	亜硝酸イオン		mg/l	0.1以下	0.1~0.3	0.3~0.9	0.9~2.7	2.8~8.0	8.1以上
(30)	硝酸イオン		mg/l	0.1以下	0.1~0.3	0.3~0.9	0.9~2.7	2.8~8.0	8.1以上
(32)	化学的酸素消費量		me/l	0.1以下	0.1~0.2	0.2~0.4	0.4~0.8	0.8~1.6	1.6以上

注

2 1 さらに細分を必要とする場合は、記号の中に番号を付するなど適宜の方法によつて区分する。
比抵抗とは、地下水調査の場合の水比抵抗をいう。

第2部 分布図の様式

(1) 記号

区分

記号

記号の表示の方法

区分	地形図上に表示する場合					印刷する場合	
色	黒又はその他の色						
	表題	○〇川水系項目別水質分布図（項目名）					
	書体	直立等線体、左横書					
	字大	おおむね1センチメートル					
	字隔	おおむね3ミリメートル					
	位置	図名のおおむね5ミリメートル上部					
図名	基図のままとする。						
調査期間	書体	直立等線体、左横書					
	字大	おおむね5ミリメートル					
	字隔	おおむね1ミリメートル					
	位置	図郭の端からおおむね2ミリメートル上部で図名の左側					
実施機関名	書体	直立等線体、左横書					
	字大	おおむね5ミリメートル					
	字隔	おおむね1ミリメートル					
	位置	図郭の端からおおむね2ミリメートル上部で図名の右側					
作成機関名又は作成者氏名	書体	直立等線体、左横書					
	字大	おおむね5ミリメートル					
	字隔	おおむね1ミリメートル					
	位置	図郭の下辺の左辺から右へ1センチメートル、下辺から2ミリメートル離して記入する。					
記号及びその説明	位置	基図の符号の左余白に記載する。					基図の符号と同一の場所に記載する。（基図に記載されているものを除く。）
	字隔	おおむね1ミリメートル					

階段Ⅰ	図（略）	5.0ミリメートル	黒	線幅	線色	形状及び大きさ
階段ⅠⅠ	5.0ミリメートル	0.2ミリメートル	青	緑	採水地点の位置に表示し、円の中心を地点上の位置に一致させる。	
階段ⅠⅠⅠ	5.0ミリメートル	黄	緑	濃い度の階級を表示する記号から右へ2.0ミリメートル離して記入する。		
階段ⅠⅣ	5.0ミリメートル	だいだい	桃			
階段Ⅴ	5.0ミリメートル	赤				
階段Ⅵ	5.0ミリメートル					
地点番号	アラビヤ数字	赤				
	ゴシック体	0.2ミリメートル				
	左横書					
	字高おおむね4.0ミリメートル					
	字隔おおむね1.0ミリメートル					

4	水質の各項目ごとの説明
5	水質の地域的性状及び時間的変動状況等
6	降水量及び流量の表
7	参考文献